金融商品取引業者の解散の公告

当社は、平成二十五年八月二十六日をもって解散することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十五年七月二十四日

東京都練馬区中村北四丁目二〇番二一―六〇三号　株式会社開発構想研究センター

代表取締役　森　光枝

訂正公告

平成二十五年七月十日（号外第一四九号）掲載のエヌ・エム・ビー電子精工株式会社に係る第二十四期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）（172,220）」とあるは「（うち当期純利益）（17,220）」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年七月二十四日

扱店

訂正公告

平成二十五年七月十九日（号外第一五六号）掲載の第五十九期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「（727,501）」とあるは「（82,376）」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年七月二十四日

大阪府堺市堺区築港南町六番地

セントラル硝子関西株式会社

代表取締役　岩崎　成俊

取消公告

平成二十五年六月三日（号外第一一四号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十五年七月二十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階

株式会社ＡＰ３１

代表取締役　永露　英郎

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年五月三十一日（号外特第十五号）公布財務省令第三十九号（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
七一ページ下段表中			「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十八条第三項第二号（同法第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第三項第二号（同法第二百五十一条第一項及び第二百五十四条第一項において準用する場合を含む。）」	次条第五項第二号
七二ページ上段表中			第五条の二第一項	第五条の三第一項
			第五条の二第十七項に規定する信託の受託者	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第五条の三第一項に規定する特定受託者

は

の誤り。

は

の誤り。

七三	下	終りから一八	「第十項」を「第九項」に	「第十項の規定」を「第九項の規定」に
七四	上	五	「、株式等	「、」株式等
七六	〃	二二	「ニに」を「（ハ及びヘに」	「（ニに」を「（ハ及びヘに」

八三ページ下段表中

第五条の二第一項	第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替機関等	第五条の三第一項に規定する特定振替機関等（次号及び第十六項	
第五条の二第十七項に規定する信託の受託者	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定受託者	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第五条の三第一項に規定する特定受託者（次号、第九項及び第十項	

は

の誤り。

八九	下	終りから一三	第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替機関等（次号及び第十六項	
〃	〃	一一	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定受託者	
九〇	上	三	（イ）	イ
〃	〃	五		ロ
八九	下	終りから一一	（ロ）	ハ
九〇	上	五		ニ
八九	下	終りから九	（ハ）	第4項
九〇	上	終りから四	第四条第4項及び	、第二十六条の二の改正規定及び
〃	〃	九		ホまで
九一	〃	終りから六	へまで	他の保管口座
〃	〃	七		
〃	下	二二	特定口座	

（印刷誤り）

八〇	上	二	同第二項	同項第二号
八七	下	四	第四号の	第四号に
〃	〃	終りから七	「年	「「年
九二	〃	一二	「当該公開等	「「当該公開等

同日（同号外特）公布財務省令第四十一号（国税質問検査章規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

九三ページ上段終りから九～八行目は次のとおりの誤り。

第二条第二項中「、第四十一条の十二第二十六項」を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十四日付第一六〇号

九六ページ●同日付政府調達第一三七号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）